社会福祉法人 恵愛会

役員報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 恵愛会の理事及び監事(以下「役員」という。)の報酬並びに役員、評議員及び評議員選任・解任委員の費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 役員報酬は、次のとおりとする。ただし、役員の勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

区分	報酬
理事長	月額 0円
理事	月額 0円

(支給方法)

第3条 役員報酬は、その月分を職員の給与の支給日に支給する。

(費用弁償)

第4条 役員、評議員及び評議員選任・解任委員が、理事会、評議員会及び評議員選任・ 解任委員会等に出席した場合は、1回当たり 3,000円 を費用弁償として支給す る。ただし、施設の職員(施設長等)が役員、評議員及び評議員選任・解任委員の 場合は支給しない。

(改正)

第5条 この規程を変更しようとするときは、評議員会の議決を得なければならない。

附則

- この規程は、平成10年4月1日より施行する。
- この規程は、平成29年4月1日より改正施行する。
- この規則は、平成30年7月1日より改正施行する。